



厚生労働省発医政第1016006号
平成20年10月16日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官

病院内保育所運営事業の実施について

標記については、平成17年4月1日厚生労働省発医政第0401037号本職通知の別紙「病院内保育所運営事業実施要綱」により実施されているところであるが、今般、同要綱の一部を次のとおり改正し、平成20年10月16日から適用することとしたので通知する。

第9中「病院及び診療所において、病院内保育所を新たに開設するために行う新築・増改築及び改修事業とする。」を「病院内保育所の新築・増改築及び改修（既存の病院内保育所の新築及び改修は除く。）事業とする。」に改める。

病院内保育所運営事業実施要綱新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>病院内保育所運営事業実施要綱</p> <p>第1～8 (略)</p> <p>第9 <u>施設整備事業</u></p> <p><u>病院内保育所の新築・増改築及び改修(既存の病院内保育所の新築及び改修は除く。)事業とする。</u></p> <p>第10 (略)</p> | <p>病院内保育所運営事業実施要綱</p> <p>第1～8 (略)</p> <p>第9 <u>施設整備事業</u></p> <p><u>病院及び診療所において、病院内保育所を新たに開設するために行う新築・増改築・改築及び改修事業とする。</u></p> <p>第10 (略)</p> |

別 紙

病院内保育所運営事業実施要綱

第1 目 的

この制度は、病院及び診療所に従事する職員のために保育施設を運営する事業について助成し、医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な児童の保育（以下「病児等保育」という。）を行うことを目的とする。

第2 補助対象事業

補助対象事業は第4に掲げる法人等が第1に掲げる目的をもって職員等の委託を受けて乳児又は幼児に対し必要な保護を行う事業（以下「病院内保育所運営事業」という。）とする。

第3 補助対象施設

補助対象施設は第6に掲げる病院内保育施設の種別に該当し、かつ保育料として1人当たり平均月額10,000円以上徴収している施設とする。

なお、標準的な保育料については、別に定めるものとする。

第4 実施主体

病院内保育所運営事業の実施主体は国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合、国家公務員共済組合及びその連合会、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合、健康保険組合及びその連合会、社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）及び民法第34条の規定により設立された法人等とする。

ただし、第9に掲げる施設整備事業については、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会を含むものとする。

第5 実施主体の義務

実施主体は施設、設備及び運営について、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）を尊重するものとする。

第6 病院内保育施設の種別

病院内保育施設の種別はA型及びB型とし、A型は児童4人以上で保育時間8時間以上及び保育士等職員2人以上有するものでB型に該当しないものとする。B型は児童10人以上で保育時間10時間以上及び保育士等職員4人以上を有するものとする。

ただし、児童1人以上4人未満で保育時間8時間以上及び保育士等職員2人以上有するものをA型特例とし、B型のうち児童30人以上で保育士等職員10人以上を有するものは、B型特例とする。

第7 病児等保育

病児等保育の実施に係る基準については、別に定めるものとする。

第8 緊急一時保育

緊急一時保育については、24時間保育を実施していない病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者が、夜間において緊急の勤務を必要とする場合に、医療機関が予め委託契約をしている保育サービス提供者において保育を行った場合とし、実施に係る基準については、別に定めるものとする。

第9 施設整備事業

病院内保育所の新築・増改築及び改修（既存の病院内保育所の新築及び改修は除く。）事業とする。

第10 国の補助

国は予算の範囲内で病院内保育所運営事業に要する経費について、別に定める基準により補助するものとする。